このような実態を踏まえ、空き家が放置され、その結果周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことを未然に防止する観点から、空き家の最大の発生要因である相続に由来する古い空き家及びその敷地の有効活用を促進することにより空き家の発生を抑制するための新たな制度が、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部改正により、平成二十八年四月一日から創設された。具体的には、相続の開始の直前において被相続人の居住用家屋（昭和五十六年五月三十一日以前に建築された家屋（区分所有建築物を除く。）であって、当該相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものに限る。以下「被相続人居住用家屋」という。）及び当該相続の開始の直前において当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を当該相続により取得をした個人が、平成二十八年四月一日から平成三十一年十二月三十一日までの間に譲渡（当該相続の開始があった日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間にしたものに限るものとし、当該譲渡の対価の額が一億円を超えるもの等を除く。）をした場合には、当該譲渡に係る譲渡所得の金額について居住用財産の譲渡所得の三千万円特別控除を適用する（ただし、当該譲渡の対価の額と当該相続の時から当該譲渡をした日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に当該相続人が行った当該被相続人居住用家屋と一体として当該被相続人の居住の用に供されていた家屋又は土地等の譲渡の対価の額との合計額が一億円を超える場合を除く。）（租税特別措置法第三十五条第三項から第十項まで及び第十三項。なお、個人住民税については地方税法附則第三十四条第二項及び第三十五条第二項及び第六項）。なお、本特例措置に関する事務手続き等の詳細については、別途通知で定めている。

②　「特定空家等」に対する固定資産税等の住宅用地特例の取扱い（固定資産税・都市計画税）

現在、人の居住の用に供する家屋の敷地のうち一定のものについては、地方税法第三百四十九条の三の二及び同法第七百二条の三に基づき、当該敷地の面積に応じて、その固定資産税の課税標準額を六分の一（二百㎡以下の部分の敷地）又は三分の一（二百㎡を超える部分の敷地）とするとともに、その都市計画税の課税標準額を三分の一（二百㎡以下の部分の敷地）又は三分の二（二百㎡を超える部分の敷地）とする特例措置（固定資産税等の住宅用地特例）が講じられている。この固定資産税等の住宅用地特例が、管理状況が悪く、人が住んでいない家屋の敷地に対して適用されると、比較的地価が高い地域においては当該家屋を除却した場合（※）と比べて固定資産税等が軽減されてしまうため、空き家の除却や適正管理が進まなくなる可能性があるとの指摘が存在する。

※　固定資産税等の住宅用地特例が適用されない場合の税額は、課税標準額の上限を価格の七割とするなどの負担調整措置及び各市町村による条例減額制度に基づき決定されることとなる。

空家等の中でも、「特定空家等」は地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものであり、その除却や適正管理を促すことは喫緊の課題である。以上を踏まえ、平成二十七年度の地方税法の一部改正により、固定資産税等の住宅用地特例の対象から、法第十四条第二項の規定により所有者等に対し勧告がされた「特定空家等」の敷地の用に供されている土地を除くこととされた（地方税法第三百四十九条の三の二第一項等）。

また、あわせて、人の居住の用に供すると認められない家屋の敷地に対しては、そもそも固定資産税等の住宅用地特例は適用されないことに留意が必要である。

二の2の⑹中「国土交通大臣及び総務大臣が別途定める」を削る。

三の3の⑴中「取組を進めることや、」の下に「1⑻で述べた空家等の発生を抑制するための新たな租税特別措置の的確な運用、また」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○外務省告示第九十八号

アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている貿易等に関する事業に従事する者の商用渡航のための証明カードの交付及びその運用に関する省令の交付要件等を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月一日　　外務大臣　岸田　文雄

アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている貿易等に関する事業に従事する者の商用渡航のための証明カードの交付及びその運用に関する省令の交付要件等を定める件（平成十五年外務省告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

第二条　省令第五条の貿易等に関する事業に従事するものとして外務大臣が定める交付の要件に該当する者は、次のいずれかとする。

一　アジア太平洋経済協力ビジネス諮問委員会の日本委員、日本委員代理又は日本委員を補佐する業務に従事する者

二　過去一年間、貿易又は海外投資を行った実績を有する機関（連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「規則」という。）第二条第五号に規定する連結会社をいう。以下同じ。）にあっては、連結会社において過去一年間貿易又は海外投資を行った実績を有する機関）の経営者若しくは当該機関に雇用された者又は当該機関と貿易等に関する事業を実施する上で必要となる業務上の提携を行っている機関の経営者若しくは当該機関に雇用された者であって、参加国等において貿易等に関する事業を行うことを目的として参加国等に渡航し、かつ、今後同様に渡航することが必要であると認められる者

三　アジア太平洋経済協力ビジネス諮問委員会日本支援協議会の構成団体の職員又はその団体の会員（日本商工会議所にあっては、日本商工会議所を直接又は間接に構成する会員）である機関（その機関が連結会社であるときは、規則第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社又は同条第三号に規定する連結子会社であって当該機関以外のものを含む。）の経営者又は当該機関に雇用された者で、貿易等に関する事業を行うことを目的として参加国等への渡航が必要であると認められる者

四　貿易等に関する事業を行う機関の経営者又は当該機関に雇用された者で、貿易等に関するのうち特に災害復興に資すると認められるものを行うことを目的として参加国等に渡航し、かつ、今後同様に渡航することが必要であると認められる者

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○財務省告示第百十三号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を別表のように定める。

ただし、平成二十七年度において支出負担行為の実施計画につき既に財務大臣の承認を経た経費及び平成二十八年度における予備費使用に係る経費を除く。

平成二十八年四月一日　　財務大臣　麻生　太郎

別　表

一　一般会計

(1)　歳出予算（繰越経費を含む。）

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	沖縄振興交付金事業推進費 沖縄北部連携促進特別振興事業費のうち 沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金